

# 国道 357 号社会実験推進協議会 会則

## 第 1 章 総則

(名称)

第1条 本会は「国道 357 号社会実験推進協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、国道 357 号の交通車両を並行する東関東自動車道湾岸市川インターチェンジから湾岸習志野インターチェンジ間に転換することにより、朝夕を中心とした交通渋滞を緩和するとともに、沿道環境の改善を図るための施策等について検討を行うことを目的に、有料道路の料金割引による社会実験(以下、「社会実験」という。)を実施することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次にあげる事業を行う。

(ア) 社会実験の事業計画に関すること。

(イ) 社会実験の実施に関すること。

(ウ) 有料道路事業者との協定に関すること。

(エ) その他、社会実験に関し必要な事項に関すること。

## 第 2 章 経費及び会計

(経費)

第4条 協議会の事業実施に要する経費は、次に掲げるものをもって充てる。

(1) 受託金

(2) 負担金

(3) その他の収入

2 上記(2)負担金は地方自治体である千葉県及び関係市による。

(資産の管理)

第5条 協議会の資産の管理等は、事務局長がこれを行う。

(会計年度)

第6条 協議会の会計年度は、平成 16 年 9 月 2 日に始まり、翌年 3 月 25 日に終わる。

(事業計画・予算及び決算)

第7条 協議会の事業計画及び収支予算は、協議会の決議により定め、収支決算は、監事の監査を経て、協議会の承認を得なければならない。

(会計に関し必要な事項)

第8条 協議会の会計に関し必要な事項はこの規約に定めるもののほか、会長が別に定める。

### 第3章 組織

#### (構成)

- 第9条 協議会は、会長、委員（以下「委員等」という。）ならびに監事をもって構成する。
- 2 会長は学識経験者をもって充てる。
  - 3 委員は、別表第1に掲げる組織所属する者をもって充てる。
  - 4 監事は、船橋市役所道路部長及び国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所長をもって充てる。
  - 5 協議会に作業部会をおき別表第2に掲げる者により構成する。
  - 6 作業部会は、社会実検の実施に関する具体的な企画、方針等について作業する。

#### (会長及び監事の職務)

- 第10条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 監事は、協議会の会計を監査する。

#### (任期)

- 第11条 委員等及び監事の任期は、協議会の目的が達成されたときまでとする。

### 第4章 協議会

#### (会議)

- 第12条 協議会は必要に応じて会長が召集する。
- 2 会議の議長は会長が当たる。
  - 3 会議は次に掲げる事項について審議し、決定する。
    - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
    - (2) 協議会の開催及び運営に関する基本的事項に関すること。
    - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
    - (4) 予算及び決算に関すること。
  - 4 議会の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
  - 5 会長は、必要があると認めるときは、協議会委員等以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

#### (専決処分)

- 第13条 会長は、会議を招集する暇がないと認めるときは、第12条第3項各号に掲げる事項について、これを次の協議会において報告し、その承認を得なければならない。

#### (事務局)

- 第14条 協議会の事務を処理するため、千葉県県土整備部道路計画課内に事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
  - 3 事務局長は、千葉県県土整備部道路計画課長の職にあるものとする。
  - 4 その他の職員は事務局長が任免する。
  - 5 事務局に関し必要な事項は、この会則及び事務局運営規定に定める。

## 第5章 会則の改正及び解散

(会則の改正)

第15条 この会則は、協議会の議決を経て改正することができる。ただし、軽微な内容の改正については、会長が決定することができる。

(解散)

第16条 協議会は、その目的が達成されたときに解散する。

## 第6章 その他

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この会則は、平成16年9月2日から施行する。

## 国道 357 号社会実験推進協議会 委員名簿

### < 学識経験者 >

	所 属	役 職
会長	日本大学	名誉教授

### < 道路利用者 >

	所 属	役 職
	千葉県商工会議所連合会	事務局長
	船橋市臨海工業地区連絡協議会	会長

### < 関係行政機関 >

	所 属	役 職
	市川市 建設局 道路交通部	部長
監事	船橋市 道路部	部長
	習志野市 都市整備部	部長
	国土交通省 関東地方整備局 道路部	道路企画官
監事	国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所	所長
	国土交通省 関東地方整備局 東京湾岸道路調査事務所	所長
	日本道路公団東京建設局 建設第一部 企画調査課	課長
	日本道路公団東京管理局 東局 営業部 営業企画課	課長
	日本道路公団東京管理局 東局 保全部 保全企画課	課長
	日本道路公団東京管理局 千葉管理事務所	所長
事務局長	千葉県 県土整備部 道路計画課	課長
	千葉県 県土整備部千葉地域整備センター	所長
	千葉県 県土整備部葛南地域整備センター	所長

### < オブザーバー >

	所 属	役 職
	国土交通省 国土技術政策総合研究所 道路研究部	道路研究室長
	首都高速道路公団 東東京管理局 保全部 調査課	課長

## 国道 357 号社会実験推進協議会 作業部会名簿

### < 関係行政機関 >

	所 属	役 職
	市川市 建設局 道路交通部 交通計画課	課長
	船橋市 道路部 道路建設課	課長
	習志野市 都市整備部 都市計画課	課長
	国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所 調査第一課	課長
	国土交通省 関東地方整備局 東京湾岸道路調査事務所 計画課	課長
	日本道路公団東京建設局 建設第一部 企画調査課	調査役
	日本道路公団東京管理局 東局 営業部 営業企画課	課長代理
	日本道路公団東京管理局 東局 保全部 保全企画課	課長代理
	日本道路公団東京管理局 千葉管理事務所 営業課	課長
部会長	千葉県 県土整備部 道路計画課 高速道路促進室	副技監(兼)室長
	千葉県 県土整備部千葉地域整備センター 調整課	課長
	千葉県 県土整備部葛南地域整備センター 調整課	課長

### < オブザーバー >

	所 属	役 職
	首都高速道路公団 東東京管理局 保全部 調査課	課長補佐